

会社法第七百九十四条第一項に定める事前備置書類

(株式交換に係る事前開示事項)

(縦覧期間二千二十二年十月一日まで)

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2021 年 1 月 25 日
武田薬品工業株式会社

2021年1月25日

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

大阪市中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役 社長CEO クリストフ ウェバー

武田薬品工業株式会社（以下「当会社」といいます。）は、日本製薬株式会社（以下「日本製薬」といいます。）との間で、別紙1のとおり、2021年4月1日を効力発生日として、当会社を株式交換完全親会社、日本製薬を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

3. 本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 日本製薬に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該

臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

[該当事項はありません。]

5. 当会社に関する事項（会社法施行規則第193条第4号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、別紙4のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約

株式交換契約書

武田薬品工業株式会社（以下「甲」という。）と日本製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

甲 商号：武田薬品工業株式会社
住所：大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
乙 商号：日本製薬株式会社
住所：東京都中央区明石町8番1号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）に乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に1.20を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.20株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 前項に従って本割当対象株主に割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
(2) 資本準備金 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
(3) 利益準備金 金0円

第5条（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合（第6条第1項但書に定めるところにより、甲において株主総会の決議が必要となった場合を含む。）、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会の決議による承認が必要と

なった場合には、甲は、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約において別途規定されている場合を除き、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第8条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却するものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条第1項但書の規定による甲の株主総会又は第6条第2項の規定による乙の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったときには、その効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠実に協議して解決に努める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙の代表者が記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年11月24日

甲：大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 CEO
クリストフ ウェバー

乙：東京都中央区明石町8番1号
日本製薬株式会社
代表取締役社長
福富 康浩

別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当の相当性に関する事項

(1) 株式交換に係る割当の内容

	当会社 (株式交換完全親会社)	日本製薬 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.20
本株式交換により交付する 株式数	普通株式：1,462,212株（予定）	

(注1) 日本製薬株式1株に対して、当会社の普通株式1.20株を割当交付いたします。ただし、当会社が保有する日本製薬の普通株式（本日現在8,381,490株）については、本株式交換による株式の割当では行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換に際して、当会社が新たに発行する当会社の普通株式の数は、1,462,212株となる予定です。

(注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当会社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。当会社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当会社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当会社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当会社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（100株への買い増し）

会社法第194条第1項及び当会社の定款の規定に基づき、当会社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当会社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当会社の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当会社の1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる日本製薬の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の

関連法令の規定に従い、当該端数に相当する当会社の普通株式の交付に代えて、当会社の普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。）を交付します。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当会社及び日本製薬は、本株式交換に用いられる上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当会社は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下「デロイト」といいます。）を、日本製薬は、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EYSC」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定しました。

当会社及び日本製薬は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当会社及び日本製薬は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

② 算定に関する事項

当会社の第三者算定機関であるデロイト及び日本製薬の第三者算定機関であるEYSCは、いずれも、当会社及び日本製薬からは独立した算定機関であり、当会社及び日本製薬の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

デロイトは、当会社及び日本製薬の財務情報及び本株式交換の諸条件を分析した上で、当会社については株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、日本製薬については比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下

「DCF 法」といいます。) を採用して、株式交換比率の算定を行いました。

各算定手法による日本製薬の普通株式 1 株に対する当会社の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりです。

算定手法		株式交換比率の算定結果
当会社	日本製薬	
市場株価法	DCF 法	1.02～1.33
	類似会社比較法	1.04～1.26

なお、市場株価法では、2020 年 11 月 20 日（以下、「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用しています。

デロイトは、上記株式交換比率の算定に際して、デロイトが検討した全ての公開情報、両社がデロイトに提供し、またはデロイトと協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、当会社、日本製薬及びそれらの関係会社の資産または負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）について、独自に算定、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っていません。なお、デロイトの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、日本製薬の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、日本製薬の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としています。

なお、デロイトが類似会社比較法及び DCF 法による算定の前提とした日本製薬の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としていません。

EYSC は、日本製薬との協議の上、当会社及び日本製薬の財務情報及び本株式交換の諸条件を分析した上で、日本製薬については非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して、株式交換比率の算定を行いました。また、参考値として、日本製薬については比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比準法による価値算定を併せて実施しております。当会社については株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用して、当該比率の算定を行いました。

日本製薬の普通株式 1 株に対する当会社の普通株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりです。

算定手法		株式交換比率の算定結果
当会社	日本製薬	
市場株価法	DCF 法	0.94～1.42
	類似会社比較法 (参考値)	0.71～2.05

なお、市場株価法では、算定基準日を基準として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の株価終値の単純平均値を採用しています。

EYSC は、上記株式交換比率の算定に際して、日本製薬との協議の上 EYSC が検討した全ての公開情報、両社が EYSC に提供し、または EYSC と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となつた情報の全てが、正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、当会社、日本製薬及びそれらの関係会社の資産または負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）について、独自に算定、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っていません。なお、EYSC の株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、日本製薬の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、日本製薬の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、EYSC が類似企業比較法及び DCF 法による算定の前提とした日本製薬の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としていません。

2. 交換対価として当会社の株式を選択した理由

当会社及び日本製薬は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当会社の普通株式を選択しました。

当会社の普通株式は、東京証券取引所 1 部、名古屋証券取引所 1 部、福岡証券取引所及び札幌証券取引所に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、日本製薬の株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することができるから、上記の選択は適切であると判断しております。

3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

当会社及び日本製薬は本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するた

め、両社から独立した第三者算定機関として、当会社はデロイトから、日本製薬は EYSC から、それぞれ本株式交換に関する算定書を取得しました。算定書の概要は上記 1.(2)②「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当会社及び日本製薬は、本株式交換比率が各社にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(2) 利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、当会社が日本製薬株式 8,381,490 株 (87.31%) を保有する親会社であるため、利益相反を回避するための措置を講じております。

具体的には、当会社の従業員であり、日本製薬の代表取締役に就任している福富康浩氏は、日本製薬における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から、日本製薬における本株式交換に係る取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して増加すべき当会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

資本金 金 0 円

資本準備金 会社計算規則第 39 条に定める株主資本等変動額

利益準備金 金 0 円

上記の資本金及び準備金の額は、機動的な資本政策を図る点から相当であると考えております。

別紙3 日本製薬の最終事業年度に係る計算書類等

2020年6月8日

株主各位

東京都中央区明石町8番1号
日本製薬株式会社
代表取締役社長 福富康浩

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、来る6月24日（水曜日）午前10時から東京都中央区明石町8番1号当会社において、第67回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬具

本株主総会につきまして、新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から、株主様におかれましては、極力、書面により事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討賜りまして、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、ご記名ご押印のうえ、2020年6月23日までに到着するよう折り返しご送付の程お願い申し上げます。

当日ご出席の際は、受付にて同封の議決権行使書用紙をご提出いただきますようお願い申し上げます。

会議の目的事項

報告事項

第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

以上

事 業 報 告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、「優れた医薬品並びに医薬関連製品の研究開発・製造・販売を通じて人々の健康増進に貢献すること」を経営理念に掲げ、患者さん、医療関係者はもとより、社会から厚い信頼をいただけたる企業たるべく事業活動を行っております。

2019年1月の武田薬品工業株式会社（以下、「武田薬品」）による希少疾患及び血漿分画製剤事業に強みを持つ Shire 社の買収を機に、武田薬品グループ（以下、「タケダグループ」）における当社の戦略上の位置付けが飛躍的に高まりました。2019年6月の定時株主総会において選任された新たな経営陣のもと、血漿分画製剤のリーディングカンパニーを目指して、以下の取り組みを行ってまいりました。

- ① 人材の育成
- ② 製品パイプラインの強化
- ③ ガバナンス体制の整備
- ④ 武田薬品との連携強化

① 人材の育成

日本製薬の持続的成長のためには、優秀な人材を採用し、その人材を育て、育てた人材が長く活躍できる環境を整えることが極めて重要であると考えます。当事業年度は人事制度、評価制度、報酬制度、人材育成を見直し、また、企业文化診断によっ

て、会社及び各事業部門の「健やかさ」をチェックし、その過程で見つかった課題を解決してまいりました。「従業員一人一人が誇りに思える」会社、そして「成果が報われる」会社を目指して、これからも様々な取り組みを行ってまいります。

現在、当社のミッション（果たすべき使命）・ビジョン（ありたい姿）・バリュー（価値観）を、従業員主導のもと、2020年度半ばの発表を目指して策定中です。ミッション、ビジョン、バリューは、日本製薬が血漿分画製剤のリーディングカンパニーを目指す上での羅針盤であり、また、従業員一人一人を結びつける絆であり、社外のステークホルダーに向けての日本製薬の「表札」であり「名刺」となるものです。

② 製品パイプラインの強化

当事業年度も製品パイプラインの充実のために、様々な取り組みを行ってまいりました。

主力事業領域である血漿分画製剤においては、献血グロベニン-I の 10% 製剤及び武田薬品が海外で発売している皮下注免疫グロブリン製剤の開発に、経営資源を投下しております。

ミンクリアについては、中国で実施した臨床試験（第Ⅲ相）において、主要評価項目を達成することができ、先般、承認申請が完了いたしました。

NPO-13（下部消化管内視鏡時の大腸蠕動運動抑制剤）は、国内第Ⅱ相治験が終了し、結果解析・第Ⅲ相治験の検討へとステップアップしております。

ムーベンの後継品となる導入品 NPF-08（予定商品名「サルプレップ」）については、本年 2 月に承認申請を完了いたしまし

た。

また、AMED の「創薬支援推進事業－希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業－」に、昨年、採択された研究開発シーズ NPO-15 (新規重症筋無力症治療薬) の開発においては、実用化に向けての検討及び評価を進めております。

③ ガバナンス体制の強化

NP-MAP (Nihon Pharmaceutical Management Policy) が 10 月に発効いたしました。これは、武田薬品の T-MAP (Takeda Management Policy) に準ずるもので、当社代表取締役や取締役会などの決裁権限を定める一方、各執行役員、各部長に委譲する権限を明確にしたものです。強固なガバナンス体制とスピード感のある意思決定を実現します。

④ 武田薬品との連携強化

昨年 7 月以降、武田薬品との連携を急速に強化しております。生産本部は、昨年 8 月より、武田薬品のグローバル製薬サプライ部門である GMS (Global Manufacturing and Supply)、品質部門も、同じく武田薬品のグローバルクオリティ部門である GQ (Global Quality) の傘下に入りました。これにより、品質の高い製品を効率的に、そして安定的に供給するための設備投資や施策を、武田薬品の全面的なサポートのもと、実行に移すことが可能になりました。

特に、血漿分画製剤については、製造、製品戦略や研究開発など幅広い領域において、欧米の血漿分画製剤事業部門と緊密に連携を取っており、技術、知識、経験の交流を行っております。

上記以外においても、デジタルマーケティング、システム、経理、人事など、様々な部門において、武田薬品のノウハウや経営資源を活用することで、タケダグループとしてのシナジーを実現しております。

当期の業績につきましては、売上高は 17,832 百万円(対前期 2.9% の減収)、経常利益は 2,581 百万円(対前期 27.3% の減益)、当期 純利益は 1,228 百万円(対前期 50.0% の減益)と大変厳しいものとなりました。

売上高につきましては、昨年 10 月の薬価改定に伴う販売価格の低下に加えて、ドリンク剤等の受託品の売上高が減少しましたが、当社が製造し、営業活動を行っている医療用医薬品につきましては、数量ベースで前年度から 1.6% の増加、血漿分画製剤については 2.3% の増加を達成しています。特に献血グロベニン-I は、競争が非常に激しい状況下においても、数量ベースで 3.4% の増加となりました。市場シェアも 2018 年度末の 27.6% から 2019 年度末は 29.0% に高めることができました。

利益につきましても、薬価改定に伴う販売価格の低下、原料血漿価格の上昇、品質向上のための工場人員の増加や設備投資等による原価アップ、研究開発等の将来の成長のための先行投資などを除くと、当社の事業活動が生み出す営業利益は、前年度から約 2 億円、6% 程度の増益となっています。

特に、当期純利益につきましては、対前年 1,229 百万円の大幅減益となりましたが、これは血漿分画製剤の棚卸資産評価損によるものであり、一過性のものであります。また、2019 年度は、業務の高度化・効率化に向けたシステム投資にも積極的に着手し、武

田薬品でも採用されております Veeva（医薬情報担当者向け顧客管理システム）や Office365 の導入、テレワークなどの働き方改革を実現するための IT 環境の整備などを進めることができました。

2020 年度につきましては、主力の免疫グロブリン製剤については、競合品の伸長や原料血漿のひっ迫による供給制限など、厳しい環境が続くと考えております。一方、2023 年以降の免疫プロブリン製剤の新製品の上市に向け、対象となる疾患について、いま一度、その知識を深め、営業活動の質を高め、医療関係者との関係を強化する大変重要な準備期間であると考えております。当事業年度に開始した様々な取り組みを継続するとともに、経営資源を成長領域に積極的に投下することにより、事業を再び成長軌道に乗せ、血漿分画製剤のリーディングカンパニーを目指す所存であります。

新型コロナウィルス感染拡大により、世界中で健康被害が出ており、社会経済活動においても深刻な影響が出ております。現在、タケダグループでは新型コロナウィルスに感染されたハイリスクな患者さんに対する治療薬として、高免疫グロブリン製剤の開発に取り組んでおり、当社としても最大限に協力し、感染拡大抑制に貢献していきたいと考えております。

C 型肝炎訴訟問題につきましては、特別措置法による提訴期限が 2023 年 1 月までに延長され、症状進行による追加給付金請求期限は給付金支給後 20 年間となりました。今後とも全面解決に向けて、引き続き誠意をもって対処してまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、当社の現況をご理解いただき、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

当期及び過去3期の業績につきましては下記のとおりでございます。

区分	第64期 2017年 3月期	第65期 2018年 3月期	第66期 2019年 3月期	第67期 2020年 3月期
売上高 (百万円)	17,579	18,484	18,358	17,832
経常利益 (百万円)	3,355	3,284	3,548	2,581
当期純利益 (百万円)	2,749	2,672	2,457	1,228
1株当たり 当期純利益 (円)	286	278	256	128
総資産 (百万円)	33,329	35,332	36,804	36,160
純資産 (百万円)	27,046	28,382	29,468	29,411

(3) 設備投資の状況

当期中において実施しました設備投資額は7億円です。

(4) 主要な事業内容

当社は医薬品・医薬部外品並びに培地の製造及び販売を行っております。これらの製品の大部分は武田薬品工業株式会社を通して販売しております。

(5) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都 中 央 区
研 究 所	千葉県 成 田 市
成 田 工 場	千葉県 成 田 市
大 阪 工 場	大阪府 泉 佐 野 市

注) 上記のほか、営業拠点としての統括部が仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡にあります。

(6) 使用人の状況

使用人	前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
389 名	増減なし	43.3 歳	16.0 年

(7) 重要な親会社の状況

当社の親会社は武田薬品工業株式会社であり、同社は当社の議決権を 87.31% 所有しております。

当社は親会社へ当社製品の販売を行っております。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 23,200,000 株
- (2) 発行済株式の総数 9,600,000 株
- (3) 株 主 数 286 名

(4) 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
武田薬品工業株式会社	8,381,490 株	87.31%
武田嘉子	79,334 株	0.83%
武田國男	79,333 株	0.83%
橋本朗	77,700 株	0.81%
百基株式会社	56,000 株	0.58%
間中紘一	35,300 株	0.37%
大和特殊硝子株式会社	22,000 株	0.23%
岡邦彦	21,000 株	0.22%
桑田和子	15,400 株	0.16%
間中建次	15,400 株	0.16%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	福富康浩	
取締役	柄谷道則	経理部長
取締役	浅田久継	事業戦略本部長
常勤監査役	小林龍男	
監査役	塩川紀彦	武田薬品工業株式会社 ジャパンファーマビジネスユニット ファイナンス部 JPBUチーフファイナンシャルオフィサー
監査役	吉村智明	
監査役	美濃屋雅宏	

(注 1) 監査役 吉村智明及び監査役 美濃屋雅宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注 2) 監査役 吉村智明は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関

する相当程度の知見を有しています。

(注 3) 監査役 美濃屋雅宏は、長年にわたり医薬品製造販売会社に勤務するとともに、日本製薬団体連合会他業界団体の専門委員を務め、医薬品の製造管理、品質管理、品質保証等に関して、相当程度の知見を有しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人 数	報酬等の額
取締役	3名	79,084千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,272千円 (4,800千円)

(注 1) 株主総会決議に基づく報酬限度額（年額）は取締役 204,000 千円以内、監査役 30,000 千円以内（2007 年 6 月定時株主総会決議）であります。

(注 2) 上記金額には、役員報酬及び役員賞与引当金繰入額を含めており、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まれておりません。

(注 3) 期末現在監査役の人員は 4 名であり上記支給人員との差は監査役 塩川 紀彦（非常勤 1 名）であります。監査役 塩川 紀彦は、親会社の武田薬品工業株式会社に常勤しており、無報酬であります。

(3) 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	吉村智明	当期開催の定時取締役会に全回出席し、主に財務及び会計の専門的見地から、必要に応じ、意見を述べております。また、監査役会に全回出席し、活発に意見交換等を行いました。
監査役	美濃屋雅宏	当期開催の定時取締役会に全回出席し、主に製造及び品質管理の専門的見地から、必要に応じ、意見を述べております。また、監査役会に全回出席し、活発に意見交換等を行いました。

4. 会計監査人の状況と報酬等の額

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支給額
当期に係る報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	7,600千円

監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、または、監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障を來す事態が生じた場合には、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等を勘案いたしまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 体制の概要

当社は、内部統制をリスクマネジメントと一体となって機能するコーポレート・ガバナンスの重要な構成要素として捉え、下記のとおり、内部統制の徹底を図っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 総務・人事部長を統括責任者に任命し、「コンプライアンス推進規程」に従い、全社的コンプライアンス遵守のための施策を推進しています。
- 2) 役員・従業員が遵守すべき「行動規準」を日本製薬コンプライアンス・プログラムに定め、インターネットに掲載し、周知・徹底を図るとともに、啓発・教育を実施しています。
- 3) コンプライアンスに係る「ホットライン」を設置することで、通報者が遅滞なく、そして安全に事例を通報・相談できるようにしております、「コンプライアンス委員会」において事案を迅速に審議し、必要な対策を講じております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役会及び執行役員会議事録、取締役の職務の執行に係るその他の情報を、文書あるいは電磁的記録により、閲覧可能な状態で管理し、「文書保管・保存要領」あるいは関連諸規定に従い、適正に保管しております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 中期計画策定時及び年間計画策定時に、事業に著しく大きな損失を与える要因を分析・評価し、執行役員会において審議、評価、進捗管理しております。
- 2) 緊急事態に対する危機管理に関しては、危機発生時の措置に関する規定と体制の整備により、その運用を図っています。

- 「危機管理規程」に基づく「危機管理委員会」の設置と運用
- 「技術本部長会規程」に基づく「技術本部長会」の設置と運用

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会、執行役員会等の決議・決裁権限を「NP - MAP」において規定しております。取締役会に付議または報告される重要案件については、事前に執行役員会等において十分に審議・検討することで、取締役会の機動性担保と効率的な運用を図っています。
- 2) 職務権限を「業務組織規程」に定め、業務執行責任者及びその責任と権限を明確にし、効率的な職務の執行を図っています。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 毎年当社のコンプライアンス体制、実施状況を親会社である武田薬品工業株式会社に報告しております。当社代表取締役社長は武田薬品工業株式会社の「リスク・エシックス＆コンプライアンス・コミッティー」に出席し、企業集団内での情報収集及び情報提供を行っております。
- 2) 武田薬品工業株式会社が実施する「財務報告に係る内部統制評価」の手続に従って、「全社統制チェックリスト」により内部統制状況を自己診断のうえ報告し、指摘事項については改善計画の実行を約束した上で、その内部統制の適正性を宣誓しています。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用者と当該使用人の取締役から独立性に関する事項及び取締役・使用人の監査役への報告体制及び監査の実効性を確保する体制

「監査役監査規程」及び「監査役会規程」に、以下のとおり定めています。

- 1) 職務を補助すべき使用人を補助者（以下「監査補助者」という。）として置くことを求めることができ、監査補助者に監査業務の補助を行うよう命令することができます。
- 2) 監査補助者の人事異動・人事評価・制裁処分に関して、監査役の承認を得なければなりません。
- 3) 取締役・使用人から事業の報告を受け、また業務執行状況及び財産の状況を調査することができます。
- 4) 取締役会に出席し、その他重要な会議に出席することができます。
- 5) 取締役から経営の基本方針その他重要事項の通知を受けます。
- 6) 監査にかかる費用を請求することができ、予算書を作成・提出します。
- 7) 平素から会計監査人との緊密な連繋を図っています。

(2) 運用状況の概要

当期、実施した内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

[経営トップの取り組み]

全国幹部社員出席の経営方針会議において、当社の社会的責任や使命、コンプライアンス遵守の重要性について徹底しました。同様の説明会を、経営トップが全国各事業所を訪問した際に、実施いたしました。

[取締役会の状況]

当期において取締役会を 13 回開催し、経営上の重要事項につき決

議・報告を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

取締役会では、独立性の高い社外監査役（2名）を含む取締役及び監査役がそれぞれの見地から必要な発言を適宜行っております。

[内部統制体制の整備に関する取り組み]

内部統制整備状況の点検として、5つの要素別（統制環境、リスクの評価と対応、情報と伝達、モニタリング、IT「情報技術」への対応）全43項目の「全社統制チェックリスト」により、各部門の該当項目が適正に運用されていることを点検しています。

[コンプライアンスに関する取り組み]

武田薬品の関連部門と定期的な連携を図りながら、コンプライアンス遵守体制を強化しています。また、e-ラーニングや勉強会等を実施することで、関連する法令やガイドライン等の理解を深めるとともに、コンプライアンス遵守精神を醸成することに努めています。

[リスク管理に関する取り組み]

危機管理委員会において、今後の運用方針や安否確認システムによる全社一斉防災訓練の実施状況、2020年度に発生した新型コロナウィルスへの対応ガイドライン等の情報共有を行いました。

製品に関する品質の確保にあたっては両工場と品質保証部門及び薬事部門と連携して原因究明、再発防止策等を議論して対応しています。また、安全性の確保にあたってはRMP（リスク管理計画）に基づく安全対策を図っています。

[監査役監査に関する取り組み]

監査役監査規程、監査役会規程に基づく運用がなされており、監査役会を開催し、年度毎の監査計画を審議・作成、会計監査人の監査内容の審査、再任及び不再任の決定のほか、取締役会の審議事項や監査活動等について情報共有や意見交換等を行いました。

また、各監査役は、取締役会の審議等の場面において業務執行について積極的に意見を述べました。監査所見と監査計画については、取締役会に報告して、取締役との意見交換を図りました。

6. 事業報告の附属明細書

会社役員の他の法人等の業務執行者との兼務状況の明細

3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に記載のとおりであります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	29,640,921	流 動 負 債	5,772,527
現 金 及 び 預 金	296,280	買 掛 金	3,259,734
売 掛 金	4,169,121	リ 一 ス 債 務	37,054
製 品	1,236,689	未 払 金	479,132
半 製 品	3,511,395	未 払 法 人 税 等	66,889
原 材 料	1,007,740	未 払 消 費 税 等	82,111
仕 掛 品	296,452	未 払 費 用	1,009,420
関 係 会 社 預 け 金	18,978,343	預 り 金	79,945
未 収 入 金	85,829	貰 与 引 当 金	725,473
前 払 費 用	41,957	役 員 貰 与 引 当 金	29,768
そ の 他	29,116	返 品 調 整 引 当 金	3,000
貸 倒 引 当 金	△ 12,000		
固 定 資 產	6,518,980	固 定 負 債	976,795
有 形 固 定 資 產	4,880,858	リ 一 ス 債 務	79,072
建 物	1,500,457	退 職 給 付 引 当 金	872,523
構 築 物	72,322	長 期 未 払 金	25,200
機 械 装 置	1,399,384	負 債 合 計	6,749,321
工 具 器 具 備 品	265,491	(純資産の部)	
土 地	1,182,728	株 主 資 本	29,224,549
リ 一 ス 資 產	116,126	資 本 本 金	760,000
建 設 仮 勘 定	344,349	資 本 剰 余 金	705,883
無 形 固 定 資 產	127,689	資 本 準 備 金	705,883
ソ フ ト ウ ェ ア	127,689	利 益 剰 余 金	27,758,666
投 資 そ の 他 の 資 產	1,510,432	利 益 準 備 金	190,000
投 資 有 価 証 券	301,986	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,568,666
差 入 保 証 金	136,861	圧 縮 記 帳 積 立 金	78,773
繰 延 税 金 資 產	1,071,546	別 途 積 立 金	23,070,000
そ の 他	40	繰 越 利 益 剰 余 金	4,419,893
		評 價 ・ 換 算 差 額 等	186,031
		そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	186,031
資 產 合 計	36,159,901	純 資 產 合 計	29,410,580
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	36,159,901

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 頓	
売上高		17,831,908
売上原価		9,646,687
売上総利益		8,185,221
販売費及び一般管理費		5,859,286
営業利益		2,325,934
営業外収益		
受取利息	6,126	
受取配当金	13,736	
業務受託収益	191,027	
その他の営業外収益	60,172	271,061
営業外費用		15,991
経常利益		2,581,004
特別利益		
受取保険金	16,128	16,128
特別損失		
棚卸資産評価損	917,181	
減損損失	42,461	
C型肝炎救済給付負担金	41,000	1,000,642
税引前当期純利益		1,596,490
法人税、住民税及び事業税	557,474	
法人税等調整額	△ 188,837	368,637
当期純利益		1,227,853

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株主資本									評価・換算差額等	
	資本剰余金			利益剰余金			その他の利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	貯蔵記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	評価・換算差額等
当期初 残高	760,000	705,883	705,883	190,000	83,597	22,070,000	5,416,016	27,759,613	29,225,495	242,491
当期末 变動額										
剰余金の配当(注)										
貯蔵記帳積立金の取崩					△ 4,824		△ 1,228,800	△ 1,228,800		△ 1,228,800
別途積立金の積立(注)						1,000,000	△ 1,000,000			
当期末 純利益							1,227,853	1,227,853		
株主資本以外の項目の 当期末 勘定額(純額)										
当期末 勘定額合計					△ 4,824	1,000,000	△ 996,123	△ 947	△ 56,463	△ 56,463
当期末末 残高	760,000	705,883	705,883	190,000	78,773	23,070,000	4,419,693	27,758,666	29,224,549	186,031
										29,410,580

(記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。)

(注)は、2019年6月の定期株主総会における剰余金の処分項目です。

個別注記表

[重要な会計方針に関する事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品…先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料……………移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

成田工場、大阪工場……………定額法

その他……………定率法

但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、建物15年～38年、機械装置8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績に基づいて見積った回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 返品調整引当金

将来の返品に備えるため、必要な額を見積って計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生年度に全額費用処理しており、過去勤務費用の償却は発生年度より3年間で定額法により処理しております。

また、当社は確定拠出年金制度・前払退職金制度及び退職一時金制度を採用しており、退職給付債務等の計算基礎として割引率0.611%、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

当事業年度末の退職給付債務は 872,523 千円であります。

5. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する短期金銭債権	22,356,252 千円
関係会社に対する短期金銭債務	8,283 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	16,373,435 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売	上	高	14,371,557 千円
そ	の	他	58,542 千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	5,565 千円
-------	----------

2. 棚卸資産評価損

当事業年度において、製造上の理由により今後の使用が見込めなくなつた一部の棚卸資産（半製品）について、評価損(917,181千円)を特別損失に計上しました。

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
処分予定資産	建物	研究所(千葉県成田市)

当社は事業区分を基本としてグルーピングしており、遊休資産及び処分予定資産については、個別の資産ごとにグルーピングしております。

研究用の一部固定資産（建物附属設備等）の使用中止を決定したことにより、当該資産について減損損失(42,461千円)を特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末株式数
普通株式	9,600,000 株	—	—	9,600,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2019年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ① 株式の種類·····普通株式
- ② 配当の原資·····利益剰余金
- ③ 配当金の総額·····1,228,800千円
- ④ 1株当たり配当額·····128円
- ⑤ 基準日·····2019年3月31日
- ⑥ 効力発生日·····2019年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月24日開催の定時株主総会に下記の議案を付議いたします。

- ① 株式の種類·····普通株式
- ② 配当の原資·····利益剰余金
- ③ 配当金の総額·····614,400千円
- ④ 1株当たり配当額·····64円
- ⑤ 基準日·····2020年3月31日
- ⑥ 効力発生日·····2020年6月25日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	224,897千円
前渡金	111,722千円
未払事業税	17,099千円
未払固定資産税	25,194千円
退職給付引当金	270,482千円
減価償却費	88,857千円
棚卸資産評価損	284,326千円
固定資産減損損失	28,176千円
その他の	139,764千円
繰延税金資産合計	1,190,516千円

(線延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△35,391千円
その他有価証券評価差額金	△83,579千円
線延税金負債合計	△118,970千円
線延税金資産の純額	1,071,546千円

[関連当事者との取引に関する注記]

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合		関連当事者との関係
親会社	武田薬品工業株式会社	被所有 直接保有	87.31%	当社製品の販売等 役員の受入
親会社の子会社	武田コンシューマーヘルスケア株式会社	-		当社製品の販売等

(単位:千円)					
属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	武田薬品工業株式会社	当社製品の販売 同社への資金の寄託 資金寄託に伴う利息の受取 人件費他 試験業務受託収益	14,371,557 13,968,036 5,036 58,542 528	売掛金 関係会社 預け金 未払費用 未収入金	3,377,522 18,978,343 8,283 386
親会社の子会社	武田コンシューマーヘルスケア株式会社	当社製品の販売 原材料の仕入 物流費他 製品改版業務等受託収益	2,381,862 6,750 4,401 3,954	売掛金 買掛金 未払費用	454,315 2,970 1,167

取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して決定しています。

資金の寄託に係る金利は、市場金利を勘案した利率によっています。

また、資金の寄託は期限の定めがなく、隨時払戻しが可能あります。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、親会社グループキャッシュマネジメントシステム(CMS)に参画しており、資金運用はほとんどがこれによるものとなっております。

売掛金はほとんどが親会社及び親会社の子会社に対するものであります。

関係会社預け金は上記CMSによる親会社への寄託金であります。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	296,280	296,280	—
(2) 売掛金	4,169,121	4,169,121	—
(3) 関係会社預け金	18,978,343	18,978,343	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	301,986	301,986	—
(5) 買掛金	(3,259,734)	(3,259,734)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)関係会社預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 3,063円60銭

2. 1株当たり当期純利益 127円90銭

[偶発債務に関する注記]

C型肝炎訴訟については、2008年12月に全国原告団・弁護団と「基本合意書」を締結して和解が成立、2009年4月には特定血液凝固第IX因子製剤による給付金について、国との負担割合に関する基準(注1)の合意に至りました。2017年12月当該特別措置法の一部が改正(注2)され、給付金の請求期限が10年から15年に延長されました。なお、症状進行者の追加給付金の請求期限は支給後20年以内となっております。

この基準に基づき追加提訴者にかかる当社負担額41,000千円を当事業年度の特別損失に計上しており、当事業年度末における当該「未払金」及び「長期未払金」は46,200千円となっております。

今後、新たな提訴者の発生並びに当該原告者の症状進行により当社負担額が増加する可能性がありますが、発生の確率及び金額を合理的に見積もることは困難であり、当事業年度の計算書類には反映しておりません。

- (注1) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第16条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成21年4月10日 厚生労働省告示第260号）
- (注2) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成29年12月15日 法律第85号）

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

日本製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西田 直弘	・
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野中 浩哲	・

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製薬株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内

部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査を担当する部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議（執行役員会、研究開発委員会及び危機管理委員会等）に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（稟議書及び契約書等）を閲覧し、本社の各部門及び主要な事業所（成田工場、大阪工場、研究所及び営業部門の6統括部）において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員その他使用人からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施

しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

日本製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 小林龍男・

監査役 塩川紀彦・

監査役 吉村智明・

監査役 美濃屋雅宏・

(注) 監査役 吉村智明及び監査役 美濃屋雅宏は、会社法第 2 条第 16 号 及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させていただく所存です。

(1) 期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金錢

②株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 64 円
総額 614,400,000 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

(2) 別途積立金の積立に関する事項

①増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,000,000,000 円

②減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000 円

第2号議案 取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 福富康浩、柄谷道則、浅田久継の3氏が任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

No	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社株式の数
1	ふく とみ やす ひろ 福 富 康 浩 (1963年10月7日)	1987年4月 武田薬品工業株式会社入社 2009年4月 同 英国武田 Limited 社長 2015年6月 武田薬品工業株式会社 社長室長 2017年5月 同 経営企画部長 兼 社長室長 武田コンシューマヘルス ケア株式会社 取締役会長 2018年3月 同 代表取締役会長 兼 社長 2019年1月 武田薬品工業株式会社 社長室 担当部長 2019年6月 当社 代表取締役社長 (現在に至る)	0 株
2	あさ だ ひさ つく 浅 田 久 繙 (1958年2月28日)	1982年4月 武田薬品工業株式会社入社 2015年4月 当社入社 社長付部長 2016年3月 同 執行役員事業戦略担当 2016年6月 同 取締役事業戦略担当 2017年3月 同 取締役事業戦略本部長 (現在に至る)	0 株
3	しお いり まさ ゆき 塩 入 將 介 (1965年10月28日)	1989年4月 当社入社 2005年4月 同 京都支店長 2007年5月 同 東北支店長 2009年4月 同 北関東・甲信越支店長 2011年10月 同 マーケティング部長 2015年10月 武田薬品工業株式会社へ出向 2016年10月 当社帰任 事業戦略部長 2017年11月 同 開発部長 2018年3月 同 執行役員開発部長 2020年1月 同 執行役員営業本部長 (現在に至る)	500 株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 小林龍男、塩川紀彦、吉村智明、美濃屋雅宏の4氏が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

No.	氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社株式の数
1	こばやし たつお 小林 龍男 (1957年3月1日)	1979年 4月 当社入社 2007年 4月 同 総務・人事部長 2013年 6月 同 執行役員総務・人事部長 2019年 4月 同 執行役員総務・人事部担当 2019年 6月 同 常勤監査役 (現在に至る)	1,540 株
2	しおかわ のりひこ 塩川 紀彦 (1973年4月10日)	2017年 7月 武田薬品工業株式会社入社 同年同月 同 ジャパンファーマビジネスユニット ファイナンス部 JPBUチーフファイナンシャルオフィサー 2018年10月 当社監査役 (現在に至る)	0 株
3	よしむらともあき 吉村 智明 (1966年11月2日)	1996年11月 至誠監査法人入所 (現Moore至誠監査法人) 2000年 4月 公認会計士開業登録 2004年 4月 同法人代表社員 2016年 6月 当社監査役 (現在に至る)	0 株
4	みのやまさひろ 美濃屋 雅宏 (1947年12月26日)	1971年 4月 帝国臓器製薬株式会社入社 (現あすか製薬株式会社) 2008年 1月 あすか製薬株式会社退社 2008年 4月 株式会社ファンケル入社 2015年 3月 同 退社 2016年 6月 当社監査役 (現在に至る)	0 株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

別紙4 当会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

以下では、「武田薬品工業株式会社」と記載している箇所を除き、武田薬品工業株式会社もしくはその関係会社のいずれか、または武田薬品グループを総称して「武田薬品」といいます。

1. 武田薬品は、2020年4月24日、欧州で販売する一般用医薬品及び医療用医薬品ポートフォリオの一部、並びにデンマーク及びポーランドに所在する2つの製造拠点を、Orifarm社に、一定のクロージング条件を満たし、必要な規制上のクリアランスの取得を前提に、最大約6.7億米ドルで譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とOrifarm社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しOrifarm社に供給します。本取引は、製造拠点、製品の権利及び関連する従業員の移転を含んでおり、2021年3月末までの完了を見込んでおります。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
2. 2020年5月28日、欧州委員会は、武田薬品工業株式会社によるShire plc買収に関する競争法上のクリアランス取得の条件であったパイプラインSHP647及び関連する権利（以下「SHP647」といいます。）の売却に関する武田薬品工業株式会社の義務について、解除することを決定しました。SHP647に関連する資産及び負債は、2020年3月31日時点の連結財政状態計算書において、当該売却の義務に基づき、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債として表示されております。武田薬品は、このたびの欧州委員会の決定により、関連する資産及び負債の売却目的保有への分類を中止するとともに、臨床試験プログラムの中止コストなど将来発生が見込まれるSHP647の関連費用に対する負債の見積金額を見直した結果、2021年3月期第1四半期の営業利益への影響として60,179百万円の収益を計上しました。
3. 武田薬品は、2020年6月11日、アジア・パシフィックの国々のみで販売する一部の一般用医薬品及び医療用医薬品を、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、総額最大278百万米ドルでCelltrion社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とCelltrion社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しCelltrion社に供給します。Celltrion社は、本契約に基づき、対象国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、2020年11月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
4. 武田薬品工業株式会社は、2020年7月9日、米ドル建無担保普通社債7,000百万米ド

ル及びユーロ建無担保普通社債 3,600 百万ユーロ（以下、総称して「本社債」といいます。）を発行しました。また、本社債の発行により調達した資金により、同年 7 月 10 日に、2019 年における Shire plc の買収に関連して調達したシンジケート・タームローン（2021 年 3 月期第 1 四半期末残高：3,250 百万米ドル及び 3,019 百万ユーロ）を繰上返済するとともに、同年 8 月 3 日に、2016 年 9 月発行の米ドル建無担保普通社債のうち 2,400 百万米ドル及び 2018 年 11 月発行のユーロ建無担保普通社債のうち 1,250 百万ユーロを繰上償還しました。これらの繰上返済及び繰上償還が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

発行した本社債の概要は以下のとおりです。

米ドル建無担保普通社債

(i)社債総額	7,000 百万米ドル
(ii)利率	年 2.050～3.375%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 米ドルにつき 99.225 米ドル～99.404 米ドル
(iv)償還期日	2030 年 3 月 31 日～2060 年 7 月 9 日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一 部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	なし

ユーロ建無担保普通社債

(i)社債総額	3,600 百万ユーロ
(ii)利率	年 0.750～2.000%
(iii)払込金額	各社債の金額 100 ユーロにつき 98.650 ユーロ～99.630 ユーロ
(iv)償還期日	2027 年 7 月 9 日～2040 年 7 月 9 日
(v)任意償還条項	任意償還条項に基づき発行後の一 部または全ての任意償還が可能
(vi)担保	なし
(vii)保証	なし
(viii)上場	ニューヨーク証券取引所に上場

- 武田薬品工業株式会社は、2020 年 8 月 24 日、日本国内を中心としてコンシューマーヘルスケア事業を展開する連結子会社の武田コンシューマーヘルスケア株式会社の全株式を、Blackstone 社に 2,420 億円（注）で譲渡する契約を締結したことを公表しました。本株式譲渡は、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、2021 年 3 月 31 日までに成立する予定です。武田薬品は、本株式譲渡が実行され成立した場合、約 1,400 億円の株式売却益（税引前）を認識する見込みです。

(注) 実際の譲渡価額は、純有利子負債や運転資本等に係る調整を行い確定します。

6. 武田薬品は、2020年9月8日、主に欧州及びカナダにおいて販売する一部の医療用医薬品について、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、約562百万米ドルでCheplapharm社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。本取引は、2020年12月に完了しました。なお、本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
7. 武田薬品は、2020年9月16日、フィブリノゲン配合組織接着・閉鎖パッチ剤TachoSilについて、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、350百万ユーロでCorza Health社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とCorza Health社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しCorza Health社に供給します。Corza Health社は、本契約に基づき、TachoSil並びにTachoSilの開発及び販売に関する権利を取得します。本取引は、2021年3月末までの完了を見込んでおります。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。なお、2019年5月に公表したとおり、武田薬品はTachoSilをJohnson & JohnsonグループのEthicon社に譲渡することで合意しましたが、欧州委員会による独占禁止法上の懸念が生じた結果、武田薬品及びEthicon社は2020年4月、当該譲渡契約を終了することで合意しました。
8. 武田薬品工業株式会社は、2020年10月1日付けにて、完全子会社であるシャイアー・ジャパン株式会社を吸収合併しました。本取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。
9. 武田薬品は、2020年12月21日、中国で販売している一部の医療用医薬品ポートフォリオを、一定の法律上・規制上のクロージング条件を満たすことを前提に、322百万米ドルで中国合肥市肥東県が出資し、Ray Capitalが設立したHasten社に譲渡する契約を締結したことを公表しました。この契約締結に関連して、武田薬品とHasten社は製造供給契約を締結し、武田薬品は引き続き当該製品を製造しHasten社に供給します。Hasten社は、本契約に基づき、中国における対象製品の諸権利を獲得します。本取引は、関連する従業員の移籍を含んでおり、2021年6月末までの完了を見込んでおります。本売却取引が連結純損益計算書に与える重要な影響はありません。

以上